



防災

◆地震 ◆防犯 ◆水害

◆ 地震

防災・危機管理課	TEL 3908-8184	FAX 3908-4016
地域防災担当課	TEL 3908-8194	FAX 3908-4016
防災センター	TEL 3940-1811	FAX 3940-3494

備えあれば

- 1 火を出さないために
 - (1) ガス台の周りは整理する
 - (2) 湯沸器や風呂の種火はつけっぱなしにしない
 - (3) 消火器などを常備する
 - (4) 防災訓練に参加し、消火技術を習得する
 - (5) 使用後の風呂水を残しておく
- 2 家具類の転倒・落下・移動防止対策を
- 3 ブロック塀や石塀の補強を
- 4 非常用品の備えを（おおむね3日分の食料と水）
- 5 家族会議を開き、災害が発生した時の、避難場所、避難方法、連絡方法や災害情報の収集手段の確認をしておく

地震が起こったら -地震その時10ポイント(東京消防庁) -

- 1 地震だ！ まず身の安全
- 2 落ちついて 火の元確認 初期消火
- 3 あわてた行動 けがのもと
- 4 窓や戸を開け 出口を確保
- 5 門や塀には 近寄らない
- 6 火災や津波 確かな避難
- 7 正しい情報 確かな行動
- 8 確かめ合おう わが家の安全 隣の安否
- 9 協力し合って 救出・救護
- 10 避難の前に 安全確認 電気・ガス

避難するときは

●いつ

自分たちのまちは、まず自分で守るのが原則。避難は火災が拡大し対処しきれないとき、あるいは区や警察から指示があったときです。なお、災害時の情報提供のため区内に防災無線を設置しています。

●どのようにして

歩きで、歩きやすいものを履き、服装は肌を出さず、頭を保護できるものをかぶり、集団で避難します。

●どこへ

いっつきの集合場所を決めている町会・自治会はまずそこに集まり、様子を見ます。火災が広がって危険であれば避難場所へ避難します。自宅が倒れたり、燃えてしまった場合には、近隣の避難所（区立小・

中学校）へ避難します。また高齢者、重度の障害者など避難所での生活が困難な方（避難行動要支援者）のために、福祉避難所を開設します。

自主防災組織

家庭における日頃の備えや、いざというときの心構えとともに、近所の人たちと協力しあい、地域の防災活動を効果的に行うための組織です。現在、町会・自治会を単位に180の自主防災組織が結成されています。

飲料水の確保と食糧などの備蓄

災害時の飲料水として、応急給水槽、災害用給水所（深井戸）、災害備蓄倉庫で必要な飲料水を確保しています。またアルファ米、クラッカー、おかゆなどの食料、毛布、仮設トイレなどの生活必需品を備蓄しています。さらに区内の米穀、麺などの業者と供給協定を結んでいます。

防災センター（地震の科学館）

防災センター（地震の科学館）（西ヶ原2-1-6）
TEL 3940-1811 FAX 3940-3494

JR上中里駅下車 徒歩5分

地下鉄南北線西ヶ原駅（1番出口）下車 徒歩5分

地震を中心とした防災に対する正しい知識を身につけてもらうため「命を守る」「生活を守る」「地域を守る」の3つのテーマで展開されています。

地震体験・煙体験・消火体験・AEDを使用した心肺蘇生・三角巾・救出救護・簡単なロープワークまた、応急手当講習会・防災講演会なども実施しています。

【開館時間】午前9時～午後5時

【休館日】毎週月曜（国民の祝日・休日の場合は開館し、直後の平日に振替休館）・祝日（ただし、土曜の場合は開館）・年末年始

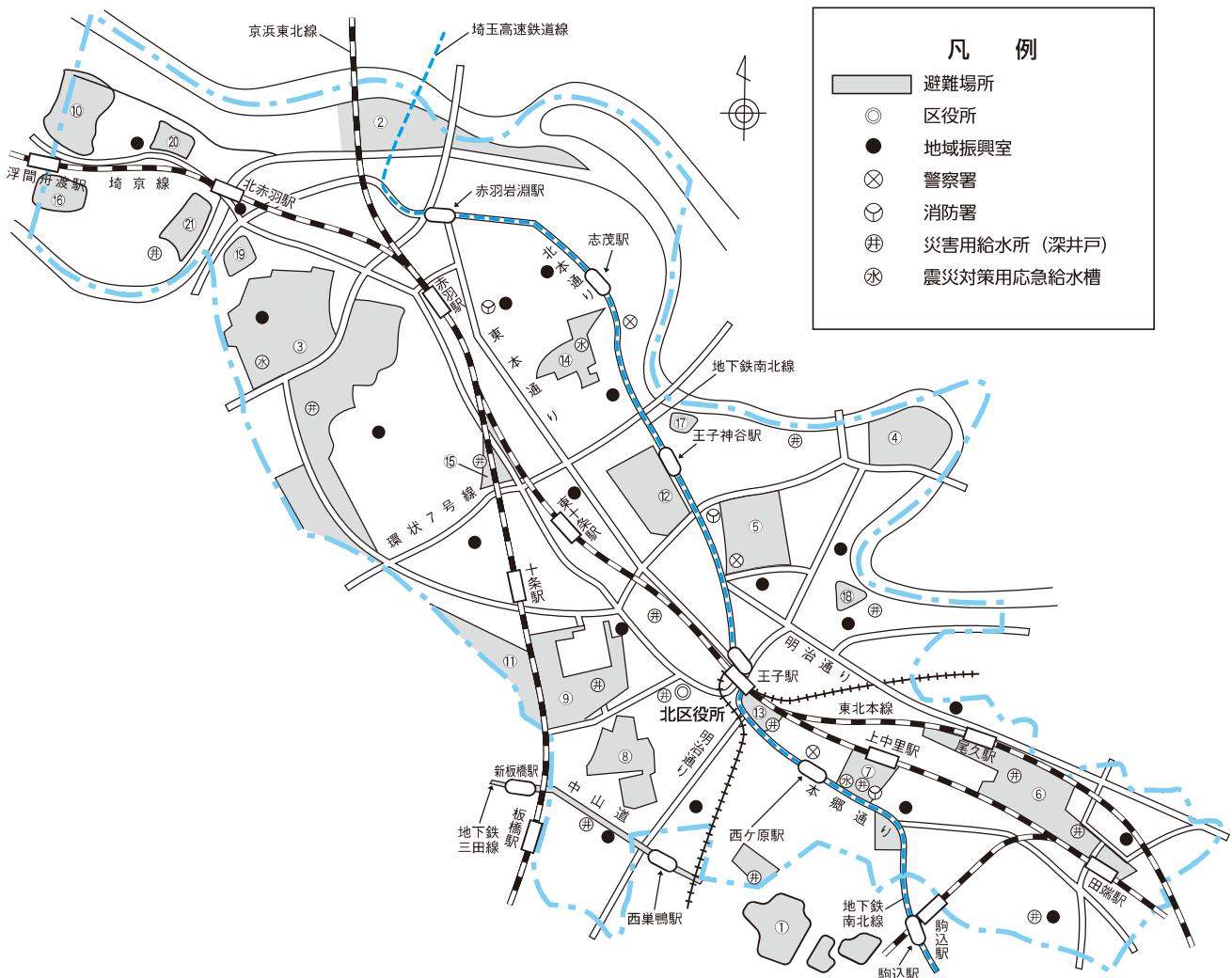
【入館料】無料

※ 団体の場合は事前に予約をお願いします。



震災時火災における避難場所

番号	避難場所名	番号	避難場所名
①	染井墓地・駒込中学校一帯	⑫	王子五丁目団地一帯
②	荒川河川敷一帯	⑬	飛鳥山公園
③	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	⑭	北運動公園一帯
④	豊島五丁目団地一帯	⑮	清水坂公園一帯
⑤	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	⑯	新河岸東公園一帯
⑥	JR 田端・尾久駅周辺一帯	⑰	東京成徳学園・神谷堀公園一帯
⑦	北区防災センター・旧古河庭園一帯	⑱	堀船地区一帯
⑧	都営滝野川三丁目団地一帯	⑲	赤羽北地区一帯
⑨	十条台・北区中央公園一帯	⑳	浮間一丁目地区
⑩	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	㉑	浮間小学校・浮間三丁目団地地区
⑪	東京家政大学・加賀中学校一帯		



◆ 防犯

生活安全担当課 TEL 3908-1121 FAX 3908-8169

防犯ボランティアパトロール隊を募集しています 北区安全・安心ネットワーク

【活動内容】

犯罪の抑止を目的として、定期的に地域のパトロールを行っていただき、不審者、不審物件を発見した場合には、110番通報等をしていただきます。

【加入要件】

- ①区内に在住・在勤・在学している人、5名以上で登録できるグループ
- ②警察や防犯協会などに登録を行っていないパトロール隊
- ③加入申請書、加入者名簿の提出が可能なグループ（パトロールボランティア保険加入のため）
- ④定期的（原則として月1回以上）な防犯活動が可能なグループ（年度終了ごとに一年間の実施報告書を提出していただきます）

【活動の支援】

北区安全・安心ネットワークに加入していただくと、パトロールボランティア保険が適用になります。

また、パトロールグッズを配付します。

【申込方法】

生活安全担当課及び北区ホームページで配付する加入申請書と加入者名簿に必要事項を記入し、ご提出ください。詳しくはお問い合わせください。

防犯ブザーを配布しています

区では、子どもの安全対策の一環として、区内在学の小学1年生に学校を通じて防犯ブザーを配付しています。区内在住で区外の小学校に通うお子さんには、個別に配付します。詳しくは、お問い合わせください。

地域安全・安心パトロール隊

区では地域安全・安心パトロール隊による巡回パトロールを実施しています。

青色回転灯を装備した車両が24時間365日体制でパトロールしています。

◆ 水害

道路公園課公園河川係

TEL 3908-9275

水害の特徴

北区は、大きく分けると、JR京浜東北線を境にして、西側の海拔20～25メートルの武蔵野台地と東側の海拔5メートル以下の中川低地に分かれ、そのがけに沿った箇所で浸水が多く発生しています。

区内には、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4つの河川が流れています。台風や集中豪雨時などに、区は、関係機関と連携しながらその監視にあたっています。一方、このところ、「都市型水害」がたびたび発生しております。特に、地下室などへの浸水には十分注意する必要があります。これは、高台地区でも起きることがあります。

台風や集中豪雨等、自然災害は避けることができませんが、その被害を最小限に抑えるためには、区はもとより、区民の皆さんと一体になった対策が必要です。



防災

水害のタイプ

水害は、大きく2つのタイプに分かれます

● 河川の水があふれる

区内を流れる4つの河川は、護岸の改修がおおむね完了しています。平成17年には石神井川の観音橋付近、平成22年7月には溝田橋付近において、集中豪雨の影響による浸水被害が発生しました。区では、石神井川に監視カメラと水位計を、区役所に降雨等観測機器を整備し、増水時の監視を強化しています。なお、一部のカメラ映像や観測データをインターネットを通して、広く情報提供しています。

詳しくはホームページをご覧ください。

また、避難所などについては事前に「東京都北区洪水ハザードマップ」で確認してください。

● 下水のマンホールなどから逆流する

ここ数年、1時間に50ミリを超すような激しい雨が区内でもたびたび観測されています。このため、降った雨を下水管に収容しきれず、家屋、道路などが浸水するといった、「都市型水害」が毎年のように発生しています。

東京都下水道局では、現在、1時間あたり50ミリの降雨に対応できる施設整備を進めていますが、区内全域で完成するまでにはかなりの時間を要すると思われます。このため、下水管の幹線工事が一部完了した箇所を暫定的に貯留管として供用することで浸水被害の軽減を図っています。

水害に備えて

- 天気予報や気象情報に気を付けましょう
梅雨時期や台風シーズンに入ったら、テレビ、ラジオ、新聞などの気象情報に気を付け、特に警報発令時には最新の情報に留意してください。
- 区民の皆さんから区への情報提供
近所の下水のマンホールがあふれて浸水していたり、堤防やその近くで水がもれている場所を見ついたら道路公園課まで連絡してください。身近でおきている浸水に関する情報は、区が、災害対策を的確に行うために、とても大切な情報です。
- 区から提供される避難に関する情報
大きな水害が発生するおそれがある場合、区は防災無線などを活用し避難の呼びかけをします。そのときは速やかに避難してください。
- 区では、土のう貸し出しを行っています
浸水被害防止の応急対策として、土のうが必要な場合は道路公園課までご連絡ください。当日では対応できない場合があります。
また、新たに土のうステーションを区内5箇所〔①北区役所（王子本町一丁目）②島下公園（赤羽西六丁目）③豊島公園（豊島二丁目）④堀船公園（堀船二丁目）⑤観音橋脇（滝野川五丁目）〕に設置しました。土のうステーションには土のうが置いてありますので必要な時にご利用ください。



荒川の氾濫等に備えた避難

防災・危機管理課

TEL 3908-8194

近年、大型台風や集中豪雨による大規模な水害が日本全国で発生しています。北区内においても大河川である荒川が流れしており、大規模水害と隣り合わせの状況にあります。水害による被害を最小限にするためには、自分自身の避難行動計画を事前に作成しておくこと、水害に対する備えを普段から行うことが重要です。北区では、大規模水害（荒川氾濫等）時の避難行動の基本方針まとめています。自分自身やご家族の避難行動計画を考えるときにご活用ください。

URL <http://www.city.kita.tokyo.jp/bosaikiki/bosai/suigai/kihonhousin.html>

基本方針より抜粋

自宅にとどまらず、
できるだけ遠くの高台
に逃げましょう。



- ①浸水のおそれのある低地にいる場合は、その場を離れ、西の高台へと避難してください。親族宅や知人宅など、自分で避難先を探す必要があります。
- ②垂直避難は危険です。高台へと移動する時間的な余裕がないとき以外は垂直避難をしないようにしましょう。
- ③避難情報は、高齢者や要配慮者などの避難に時間がかかる区民を考慮して、早めに発令します。

各助成制度

道路公園課工務係

TEL 3908-9213

道路公園課公園河川係

TEL 3908-9275

●止水板

道路公園課工務係

住宅、店舗、事務所に止水板を設置する場合
費用の2分の1 限度額50万円

●雨水貯留槽

道路公園課工務係

個人住宅の屋根に降った雨水を一時的に貯め晴れた時に雨水利用するタンクを設置する場合
費用の2分の1 限度額2万5千円

●雨水浸透施設

道路公園課公園河川係

個人住宅(500平方メートル未満)で屋根や庭に降った雨水を地下に浸透させる施設を設置する場合
限度額40万円

※ いずれも事前相談が必要です

避難時の心得

安全な避難路の確認を



避難場所までの経路（避難路）は、あらかじめ自分たちで決めておき、安全に通行できるかを確認しておきましょう。

正確な情報収集と自主的避難を



ラジオ・テレビで最新の気象情報、災害情報、避難情報を収集しましょう。雨の降り方や浸水の状況に注意し、危険を感じたら自主的に避難しましょう。

避難する前に



避難する前に、電気、ガスなどの火元を消し、避難場所を確認しましょう。また、親戚や知人などに避難する旨を連絡しておきましょう。

高齢者などの避難に協力を



高齢者や子ども、病気の人などは、早めの避難が必要です。近所の高齢者などの避難に協力しましょう。

非常持ち出し品の事前準備を



避難するときの荷物は必要最低限とし、事前に準備をしておきましょう。

避難の呼びかけに注意を



危険が迫ったときには、区や警察・消防から避難の呼びかけがあります。呼びかけがあった場合には、速やかに避難してください。

速やかに避難しましょう



避難勧告などは、危険が迫ったときに出されますので、速やかに避難しましょう。避難の際には区などの指示に従いましょう。

動きやすい格好、2人以上での避難



避難するときは、動きやすい格好で、2人以上での避難を心がけましょう。